

令和 8 年 2 月 20 日招集

令和 8 年 大船渡市議会第 1 回定例会議案

大 船 渡 市

番号	件名
議案第1号	令和7年度大船渡市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて
議案第2号	令和8年度大船渡市一般会計予算を定めることについて
議案第3号	令和8年度大船渡市魚市場事業特別会計予算を定めることについて
議案第4号	令和8年度大船渡市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）を定めることについて
議案第5号	令和8年度大船渡市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を定めることについて
議案第6号	令和8年度大船渡市後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
議案第7号	令和8年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて
議案第8号	令和8年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて
議案第9号	令和8年度大船渡市下水道事業会計予算を定めることについて
議案第10号	令和8年度大船渡市水道事業会計予算を定めることについて
議案第11号	大船渡市閉校施設設置管理に関する条例について
議案第12号	大船渡市部設置条例の一部を改正する条例について
議案第13号	大船渡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
議案第14号	大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第15号	大船渡市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第16号	大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第17号	大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第18号	大船渡市企業立地奨励条例の一部を改正する条例について
議案第19号	大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第20号	大船渡市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第21号	大船渡市下水道条例の一部を改正する条例について
議案第22号	大船渡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について
議案第23号	大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

番号	件名
議案第24号	大船渡市防災観光交流センターの指定管理者を指定することに 関し議決を求めることについて
議案第25号	むらづくり研修施設の指定管理者を指定することに 関し議決を求めることについて
議案第26号	大船渡市緑地広場の指定管理者を指定することに 関し議決を求めることについて
議案第27号	甫嶺復興交流推進センターの指定管理者を指定することに 関し議決を求めることについて
議案第28号	市道路線の廃止について
議案第29号	市道路線の認定について
議案第30号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて
議案第31号	令和7年度大船渡市一般会計補正予算（第10号）を定めること について
議案第32号	令和7年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第1号）を 定めることについて
議案第33号	令和7年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予 算（第4号）を定めることについて
議案第34号	令和7年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） を定めることについて
議案第35号	令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予 算（第3号）を定めることについて
議案第36号	令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補 正予算（第1号）を定めることについて
議案第37号	令和7年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第1号）を定め ることについて
諮問第1号	人権擁護委員の推薦に 関し意見を求める ことについて
諮問第2号	人権擁護委員の推薦に 関し意見を求める ことについて

議案第 1 号

令和 7 年度大船渡市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認を
求めることについて

令和 7 年度大船渡市一般会計補正予算（第 9 号）を地方自治法（昭和22年法律
第67号）第 179条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第
3 項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

令和 8 年 2 月 20 日提出

大船渡市長 渕 上 清

(写)

専 決 处 分 書

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙に伴い、令和 7 年度大船渡市一般会計補正予算（第 9 号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 1 月 19 日 専決

大船渡市長 渕 上 清

議案第 2 号

令和 8 年度大船渡市一般会計予算を定めることについて

令和 8 年度大船渡市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 2 月 20 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第3号

令和8年度大船渡市魚市場事業特別会計予算を定めることについて
令和8年度大船渡市魚市場事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長　渕　上　　清

議案第4号

令和8年度大船渡市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）
を定めることについて

令和8年度大船渡市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）を別冊の
とおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項
の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長　渕　上　　清

議案第 5 号

令和 8 年度大船渡市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を定める
ことについて

令和 8 年度大船渡市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を別冊のとおり定
めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定に
より、議会の議決を求めます。

令和 8 年 2 月 20 日提出

大船渡市長 淳 上 清

議案第 6 号

令和 8 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

令和 8 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 2 月 20 日提出

大船渡市長 淳 上 清

議案第 7 号

令和 8 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定める
ことについて

令和 8 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を別冊のとおり定
めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定に
より、議会の議決を求めます。

令和 8 年 2 月 20 日提出

大船渡市長 淳 上 清

議案第8号

令和8年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて

令和8年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長　渕　上　　清

議案第 9 号

令和 8 年度大船渡市下水道事業会計予算を定めることについて

令和 8 年度大船渡市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、
地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第24条第 2 項の規定により、議会の議
決を求めます。

令和 8 年 2 月 20 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第10号

令和8年度大船渡市水道事業会計予算を定めることについて

令和8年度大船渡市水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長　渕　上　　清

議案第11号

大船渡市閉校施設設置管理に関する条例について

大船渡市閉校施設設置管理に関する条例を別紙のとおり制定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議
決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

提案理由

学校統合に伴い学校としての用途を廃止した施設をスポーツ活動、文化芸術活
動等の場として提供することにより、地域住民の活動及び交流の促進に資するた
め、閉校施設の設置管理に関し、必要な事項を定めようとするものです。

大船渡市閉校施設設置管理に関する条例

(設置)

第1条 学校統合に伴い学校としての用途を廃止した施設をスポーツ活動、文化芸術活動等の場として提供することにより、地域住民の活動及び交流の促進に資するため、閉校施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 閉校施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧末崎中学校屋内運動場	大船渡市末崎町字平林72番地13
旧末崎中学校屋外運動場	
旧日頃市中学校屋内運動場	大船渡市日頃市町字関谷60番地1
旧日頃市中学校屋外運動場	
旧吉浜中学校屋内運動場	大船渡市三陸町吉浜字扇洞127番地2
旧吉浜中学校屋外運動場	

(使用許可)

第3条 閉校施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、閉校施設の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第4条 市長は、閉校施設の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 閉校施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、閉校施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止を命ずることができる。

- (1) 第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正な手段により第3条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 閉校施設の管理上必要があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第6条 使用者は、使用前に別表に掲げる使用料（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償等)

第9条 使用者は、閉校施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、直ちに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、

相当の理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		使用料 (1時間までごとに)		摘要
		午前8時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
屋内運動場	全面使用	400円	500円	入場料又はこれに類するものを徴収する場合、左欄により算出した額に同額を加算する。
	半面使用	200円	250円	
屋外運動場				300円
屋外照明施設	旧日頃市中学校屋外運動場			1基につき200円
	旧吉浜中学校屋外運動場			1基につき400円

議案第11号(大船渡市閉校施設設置管理に関する条例)説明要旨

1 本則

条項	要旨
第1条	学校統合に伴い学校としての用途を廃止した施設をスポーツ活動、文化芸術活動等の場として提供することにより、地域住民の活動及び交流の促進に資するため、閉校施設を設置することを定めるものである。
第2条	名称及び位置を定めるものである。
第3条	閉校施設の使用には許可が必要であること等を定めるものである。
第4条	閉校施設の使用を許可しないことができる基準を定めるものである。
第5条	使用許可の取消し等について定めるものである。
第6条	使用者は、使用前に使用料を納付しなければならないことを定めるものである。
第7条	使用料の減免について定めるものである。
第8条	使用料の不還付について定めるものである。
第9条	閉校施設、設備等を損傷した場合等の損害賠償義務について定めるものである。
第10条	条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものである。
別表	使用料の額を定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第12号

大船渡市部設置条例の一部を改正する条例について

大船渡市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長　渕　上　　清

提案理由

令和7年大船渡市大規模林野火災からの復旧・復興事業を強力に推し進めるため、分掌事務を見直そうとするものです。

大船渡市部設置条例の一部を改正する条例

大船渡市部設置条例（平成14年大船渡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 農林水産部</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 林業に関すること。</p> <p>ウ～ク [略]</p> <p>(8)～(9) [略]</p> <p>(10) 林野火災対策局</p> <p>ア <u>令和7年大船渡市大規模林野火災（以下「林野火災」という。）に</u> 係る復旧・復興の方針に関すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 農林水産部</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 林業に関すること <u>（令和7年大船渡市大規模林野火災（以下「林野火災」という。）に</u> 係る森林の整備に関するこ<u>とを除く。）。</u></p> <p>ウ～ク [略]</p> <p>(8)～(9) [略]</p> <p>(10) 林野火災対策局</p> <p>ア <u>林野火災に</u>係る復旧・復興の方針に関すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>林野火災に</u>係る森林の整備に関するこ<u>と。</u></p> <p>エ [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

資料

議案第12号(大船渡市部設置条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条項	要旨
第3条	農林水産部が所掌する令和7年大船渡市大規模林野火災に係る森林の整備に関する事務を林野火災対策局へ移管することを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものである。

議案第13号

大船渡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

職員の自己啓発等休業について、公務に関連する専門的な教育施設での履修を可能とするため、対象となる教育施設の範囲を拡大しようとするものです。

大船渡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年大船渡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、職員の公務に関する能力の向上に資する</u> <u>と認められるものとして任命権者が定める教育施設</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号(大船渡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条項	要旨
第4条	自己啓発等休業の対象となる教育施設について、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるものとして任命権者が定める教育施設を加えることを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第14号

大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

提案理由

岩手県の例に準じて、通勤のため有料駐車場の利用を常例とする職員に対する通勤手当の支給について、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大船渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(通勤手当)	(通勤手当)
第10条の2 [略]	第10条の2 [略]
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)～(2) [略]	(1)～(2) [略]
(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額	(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額、前号に定める額及び第3項の規則で定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
<u>3～4</u> [略]	<u>3</u> 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため規則で定める駐車場を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、支給単位期間につき、5,000円の範囲内で規則で定める額を前2項の規定による額に加算した額とする。
<u>5</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。	<u>4～5</u> [略]
<u>6</u> [略]	<u>6</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び第3項の駐車場に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
備考 改正部分は、下線の部分である。	7 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号(大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条項	要旨
第10条の2	通勤のため自動車等の交通用具を使用する職員のうち、有料駐車場の利用を常例とするものに対し、1か月につき5,000円の範囲内で通勤手当を支給することを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものである。

議案第15号

大船渡市手数料条例の一部を改正する条例について

大船渡市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

提案理由

都市計画法の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料を、受益と負担の公平性の観点等から見直し、改定しようとするものです。

大船渡市手数料条例の一部を改正する条例

大船渡市手数料条例（昭和27年大船渡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
[略]			[略]		
38 都市計画法（昭和43年 法律第100号）第47条第5 項の規定に基づく開発登 録簿の写しの交付（市が 行う開発行為に係るもの に限る。）	開発登録簿 の写しの交 付手数料	1枚につき <u>470円</u>	38 都市計画法（昭和43年 法律第100号）第47条第5 項の規定に基づく開発登 録簿の写しの交付（市が 行う開発行為に係るもの に限る。）	開発登録簿 の写しの交 付手数料	1枚につき <u>490円</u>
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号(大船渡市手数料条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条項	要旨
別表	都市計画法の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料の額を改定し、1枚につき490円とすることを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものである。

議案第16号

大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に 関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

提案理由

市が設置する特定教育・保育施設で実施する乳児等通園支援事業に係る利用者負担に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年大船渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例	大船渡市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) <u>乳児等通園支援事業</u> <u>児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業</u> をいう。
(延長保育料の徴収) 第4条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設（大船渡市立幼保連携型認定こども園設置条例（平成27年大船渡市条例第17号）第2条の表に掲げるこども園をいう。 <u>次条において同じ。</u> ）において実施する延長保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から使用料として1日当たり100円の延長保育料を徴収する。ただし、1月当たりの延長保育料は、1,000円を限度とする。	(延長保育料の徴収) 第4条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設（大船渡市立幼保連携型認定こども園設置条例（平成27年大船渡市条例第17号）第2条の表に掲げるこども園をいう。 <u>以下同じ。</u> ）において実施する延長保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から使用料として1日当たり100円の延長保育料を徴収する。ただし、1月当たりの延長保育料は、1,000円を限度とする。
(延長保育料等の減免) 第6条 市長は、教育・保育給付認定保護者等が災害その他やむを得ない理由により延長保育料及び一時保育料（以下「延長保育料等」という。）を支払うことが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。	(乳児等通園支援保育料の徴収) 第6条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において実施する乳児等通園支援事業による支援を受けた子どもの扶養義務者等から使用料として1日当たり1時間につき300円の乳児等通園支援保育料を徴収する。
(延長保育料等の納期)	(延長保育料等の納期)

改正前	改正後
<p><u>第7条</u> 市長が徴収する延長保育料等の納期は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p>	<p><u>第8条</u> 市長が徴収する延長保育料等の納期は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>乳児等通園支援保育料</u> 乳児等通園支援事業による支援を受けた日</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(大船渡市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正)
- 大船渡市立幼保連携型認定こども園設置条例（平成27年大船渡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>2 前項の使用料の額は、<u>大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例</u>（平成27年大船渡市条例第16号）で定めるところによる。</p>	<p>(使用料)</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>2 前項の使用料の額は、<u>大船渡市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例</u>（平成27年大船渡市条例第16号）で定めるところによる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

議案第16号(大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条項	要旨
題名	題名を、大船渡市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例に改めるものである。
第2条	条例において定義する用語に、乳児等通園支援事業を加えることを定めるものである。
第4条	文言を整理するものである。
第6条	市が設置する特定教育・保育施設において実施する乳児等通園支援事業による支援を受けた子どもの扶養義務者等から、1日当たり1時間につき300円の乳児等通園支援保育料を徴収することを定めるものである。
第7条	条項及び文言を整理するものである。
第8条	条項を整理するとともに、乳児等通園支援保育料の納期を乳児等通園支援事業による支援を受けた日とすることを定めるものである。
第9条	条項を整理するものである。

2 附則

条項	要旨
第1項	この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものである。
第2項	大船渡市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部を改正し、文言を整理するものである。

議案第17号

大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

提案理由

災害その他非常の場合における排水設備の工事の円滑な実施を図るため、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例（平成16年大船渡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事は、大船渡市下水道条例（平成6年大船渡市条例第4号。以下「下水道条例」という。）第8条に規定する排水設備工事指定店でなければ行ってはならない。</p> <p>2 排水設備工事指定店は、排水設備を規則で定める技術上の基準に適合するよう排水施設に接続しなければならない。</p>	<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事は、大船渡市下水道条例（平成6年大船渡市条例第4号。以下「下水道条例」という。）第8条に規定する排水設備工事指定店でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 排水設備工事指定店<u>（前項ただし書の規定により他の市町村長の指定を受けた者を含む。）</u>は、排水設備を規則で定める技術上の基準に適合するよう排水施設に接続しなければならない。</p>
<p>(負担金の一括納付報奨金)</p> <p>第17条 市長は、受益者が<u>前条第2項ただし書き</u>の規定により負担金を一括納付したときは、規則で定めるところにより、当該受益者に報奨金を交付するものとする。</p>	<p>(負担金の一括納付報奨金)</p> <p>第17条 市長は、受益者が<u>前条第2項ただし書き</u>の規定により負担金を一括納付したときは、規則で定めるところにより、当該受益者に報奨金を交付するものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号(大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条項	要旨
第6条	災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した事業者に排水設備の工事を行わせることを定めるものである。
第17条	文言を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第18号

大船渡市企業立地奨励条例の一部を改正する条例について

大船渡市企業立地奨励条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

提案理由

更なる産業の振興及び雇用の促進を図るため、奨励措置の適用範囲の拡大等に
関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

大船渡市企業立地奨励条例（平成15年大船渡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>工場等 製造業又は運輸業</u>の用に供する建物及び附帯設備をいう。</p> <p>(4) <u>償却資産 構築物、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品で、固定資産税の課税客体となるもののうち、製造業又は運輸業</u>の用に供するものをいう。</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>新規雇用 工場等を新設又は増設した者が、当該工場等の事業の開始日（以下「事業の開始日」という。）までに、市の区域内に住所を有する者（資本若しくは系列を同じくする企業又は譲渡される前の企業からの配置転換者及び離職者を除く。）を新たに雇用することをいう。</u></p> <p>(8)～(10) [略]</p> <p>(固定資産税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定の適用を受ける場合を除き、新設又は増設に係る次に掲げる工場等で投下固定資産の取得価格の総額（立地支援企業が投下固定資産の全部又は一部を取得した場合にあっては、立地企業及び立地支援企業それぞれの投下固定資産の取得価格を合算した額。）が事業の開始日において2,500万円以上のもの（以下「第2対象工場等」という。）については、当該開始日以後固定資産税が最初に賦課される年度から3年度の間、当該投下固定資産及び当該工場等用建物の敷地である</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>小売業 日本標準産業分類のI－卸売業、小売業及びM－宿泊業、飲食サービス業に属する事業のうち規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(4) <u>工場等 製造業、運輸業又は小売業</u>の用に供する建物及び附帯設備をいう。</p> <p>(5) <u>償却資産 構築物、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品で、固定資産税の課税客体となるもののうち、製造業、運輸業又は小売業</u>の用に供するものをいう。</p> <p>(6)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>新規雇用 工場等を新設又は増設した者が、当該工場等の立地に伴い、市の区域内に住所を有する者を、当該工場等の事業の開始日（以下「事業の開始日」という。）までに新たに雇用すること（短時間労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。）を含む。）をいう。</u></p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(固定資産税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定の適用を受ける場合を除き、新設又は増設に係る次に掲げる工場等で投下固定資産の取得価格の総額（立地支援企業が投下固定資産の全部又は一部を取得した場合にあっては、立地企業及び立地支援企業それぞれの投下固定資産の取得価格を合算した額。）が事業の開始日において2,500万円以上のもの（以下「第2対象工場等」という。）については、当該開始日以後固定資産税が最初に賦課される年度から3年度の間、当該投下固定資産及び当該工場等用建物の敷地である</p>

改正前	改正後
<p>土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該工場等の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p>	<p>土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該工場等の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p>
<p>(雇用奨励金の交付等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 雇用奨励金の額は、新規雇用者1人につき<u>20万円</u>とする。ただし、その額は、新設の場合にあっては1件につき5,000万円、増設の場合にあっては1件につき1,000万円を限度とする。</p>	<p>(雇用奨励金の交付等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 雇用奨励金の額は、新規雇用者1人につき<u>40万円</u>（短時間労働者は20万円）とする。ただし、その額は、新設の場合にあっては1件につき5,000万円、増設の場合にあっては1件につき1,000万円を限度とする。</p>
<p>(土地又は工場等賃借料助成金の交付)</p> <p>第8条 市長は、新設又は増設に係る次に掲げる工場等で償却資産の取得価格の総額が事業の開始日において1,000万円以上で民間が所有する土地又は工場等を賃貸借契約に基づき賃借するものについては、事業の開始日の翌日から起算して3年を超えない期間、近傍類似地の地代又は近傍同種の建物の家賃に相当する額を限度として、当該賃借に要する費用（礼金及び敷金等は含まない。）に係る助成金を交付することができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p>	<p>(土地又は工場等賃借料助成金の交付)</p> <p>第8条 市長は、新設又は増設に係る次に掲げる工場等で償却資産の取得価格の総額が事業の開始日において1,000万円以上で民間が所有する土地又は工場等を賃貸借契約に基づき賃借するものについては、事業の開始日の翌日から起算して3年を超えない期間、近傍類似地の地代又は近傍同種の建物の家賃に相当する額を限度として、当該賃借に要する費用（礼金及び敷金等は含まない。）に係る助成金を交付することができる。</p>
<p>(変更等の届出)</p> <p>第10条 奨励措置の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(変更等の届出)</p> <p>第10条 奨励措置の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>

改正前	改正後
(1)～(2) [略] (3) 工場等を <u>製造業又は運輸業以外の用途に供したとき。</u>	(1)～(2) [略] (3) 工場等を <u>当該工場等の設置の目的以外の事業の用に供したとき。</u>
(奨励措置の承継) 第11条 相続、合併等により <u>製造業又は運輸業</u> に係る事業が承継されたときは、承継人は、規則に定める届出書を市長に提出しなければならない。	(奨励措置の承継) 第11条 相続、合併等により <u>製造業、運輸業又は小売業</u> に係る事業が承継されたときは、承継人は、規則に定める届出書を市長に提出しなければならない。
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号(大船渡市企業立地奨励条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条項	要旨
第2条	この条例における小売業について定義するとともに、新規雇用者の要件に短時間労働者を加えること等を定めるものである。
第5条	新設又は増設した小売業を行う工場等で、一定の要件を満たすものについて、固定資産税を3年間免除することができることを定めるものである。
第6条	雇用奨励金の額について、新規雇用者1人につき20万円から40万円に引き上げるとともに、新規雇用の短時間労働者1人につき20万円とすることを定めるものである。
第8条	新設又は増設した小売業を行う工場等で、一定の要件を満たすものについて、民間の土地又は工場等を賃借する場合に、賃借料に係る助成金を交付することができることを定めるものである。
第10条	文言を整理するものである。
第11条	文言を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものである。

議案第19号

大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
について

大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

提案理由

更なる産業の振興及び雇用の促進を図るため、奨励措置の適用範囲の拡大に關し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例（平成15年大船渡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 工場等 次に掲げるいずれかの事業の用に供する建物及び附帯設備をいう。 ア～エ [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 工場等 次に掲げるいずれかの事業の用に供する建物及び附帯設備をいう。 ア～エ [略] オ 小売業 <u>日本標準産業分類のI-卸売業、小売業及びM-宿泊業、飲食サービス業に属する事業のうち規則で定めるものをいう。</u>
(2)～(6) [略]	(2)～(6) [略]
(7) 新規雇用 工場等新增設者が、 <u>当該工場等の事業の開始日までに、市の区域内に住所を有する者（資本若しくは系列を同じくする企業又は譲渡される前の企業からの配置転換者及び離職者を除く。）</u> を新たに雇用することをいう。	(7) 新規雇用 工場等新增設者が、 <u>当該工場等の立地に伴い、市の区域内に住所を有する者を、当該工場等の事業の開始日までに新たに雇用すること（短時間労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。）を含む。）をいう。</u>
(8) [略]	(8) [略]
(認定の承継) 第7条 相続、合併等により製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所又は <u>運輸業</u> に係る事業が承継されたときは、承継人は、規則に定める届出書を市長に提出しなければならない。	(認定の承継) 第7条 相続、合併等により製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、 <u>運輸業</u> 又は <u>小売業</u> に係る事業が承継されたときは、承継人は、規則に定める届出書を市長に提出しなければならない。
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号(大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条項	要旨
第2条	この条例における小売業について定義するとともに、新規雇用者の要件に短時間労働者を加えることを定めるものである。
第7条	文言を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものである。

議案第20号

大船渡市営住宅条例の一部を改正する条例について

大船渡市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

提案理由

地ノ森団地36戸を廃止するとともに、国土調査の実施に伴い、堀之内団地の一部について位置の表示を改めようとするものです。

大船渡市営住宅条例の一部を改正する条例

大船渡市営住宅条例（平成9年大船渡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
名称	建設年度	構造	戸数	位置	名称	建設年度	構造	戸数	位置
[略]					[略]				
下館下アパート	[略]				下館下アパート	[略]			
地ノ森団地	昭和35年度	簡易耐火構造 2階建	20	大船渡市大船渡町 字富沢36番地5	地ノ森団地	昭和38年度	[略]		
	昭和35年度	簡易耐火構造 平家建	8	大船渡市大船渡町 字富沢33番地8	[略]				
	昭和36年度	簡易耐火構造 平家建	8	大船渡市大船渡町 字富沢23番地4	堀之内団地	昭和48年度	簡易耐火構造 平家建	12	大船渡市立根町字 堀之内21番地3
	昭和38年度	[略]				昭和49年度	簡易耐火構造 平家建	12	大船渡市立根町字 堀之内20番地4
[略]						昭和51年度	[略]		
堀之内団地	昭和48年度	簡易耐火構造 平家建	12	大船渡市立根町字 堀之内23番地					
	昭和49年度	簡易耐火構造 平家建	12	大船渡市立根町字 堀之内23番地					
	昭和51年度	[略]							
[略]									

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第21号

大船渡市下水道条例の一部を改正する条例について

大船渡市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長　渕　上　　清

提案理由

災害その他非常の場合における排水設備等の工事の円滑な実施を図るため、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市下水道条例の一部を改正する条例

大船渡市下水道条例（平成6年大船渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事は、<u>排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者</u>（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規則で定めるところにより市長が<u>指定したもの</u>（以下「排水設備工事指定店」という。）でなければ行ってはならない。</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事は、規則で定めるところにより市長が指定した者（以下「排水設備工事指定店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>(罰則)</p> <p>第32条 次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第8条第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</u></p> <p>(3)～(8) [略]</p>	<p>(罰則)</p> <p>第32条 次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</u></p> <p>(3)～(8) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第21号(大船渡市下水道条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条項	要旨
第8条	災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した事業者に排水設備等の工事を行わせることができること等を定めるものである。
第32条	文言を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第22号

大船渡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

大船渡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

提案理由

市立学校のテニスコートを市民の利用に供するため、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

大船渡市立学校施設使用条例（昭和34年大船渡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）			
区分	使用料 (1時間までごとに)		摘要	使用料 (1時間までごとに)		
	午前8時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで		午前8時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
[略]			[略]	[略]		
屋外運動場		[略]	テニスコート	屋外運動場		
屋外照明施設	第一中学校吉浜屋外運動場	<u>1基につき400円</u>		[略]	<u>1面につき300円</u>	
	上記以外の屋外運動場	<u>1基につき200円</u>		大船渡中学校及び東朋中学校	<u>1面につき100円</u>	
				屋外運動場	<u>1基につき200円</u>	
				テニスコート	<u>1面につき200円</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第22号(大船渡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条項	要旨
別表	テニスコート及び屋外照明施設の使用料を定めるものである。

2 附則

条項	要旨
第1項	この条例の施行期日を公布の日とするものである。
第2項	改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料に適用することを定めるものである。

議案第23号

大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

大船渡市長　渕　上　　清

提案理由

災害その他非常の場合における給水装置工事の円滑な実施を図るため、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大船渡市水道事業給水条例（平成10年大船渡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(工事の施行)</p> <p>第9条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 <u>指定給水装置工事事業者</u>に関する事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第9条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下これらを「非常時給水装置工事事業者」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるとときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により、<u>指定給水装置工事事業者</u>又は<u>非常時給水装置工事事業者</u>（以下「<u>指定給水装置工事事業者等</u>」といふ。）が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 <u>指定給水装置工事事業者等</u>に関する事項は、市長が別に定める。</p>
<p>(給水装置工事の保証期間)</p> <p>第10条 市長又は<u>指定給水装置工事事業者</u>の施行した給水装置が、給水開始後90日以内に破損又は漏水したときは、市長又は<u>指定給水装置工事事業者</u>が補修する。ただし、給水装置使用者の故意又は過失によるものと認められるときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置工事の保証期間)</p> <p>第10条 市長又は<u>指定給水装置工事事業者等</u>の施行した給水装置が、給水開始後90日以内に破損又は漏水したときは、市長又は<u>指定給水装置工事事業者等</u>が補修する。ただし、給水装置使用者の故意又は過失によるものと認められるときは、この限りでない。</p>
<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 市長は、<u>指定給水装置工事事業者</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 市長は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号(大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条項	要旨
第9条	災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した事業者等に給水装置工事を行わせることができるることを定めるものである。
第10条	文言を整理するものである。
第11条	文言を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第24号

大船渡市防災観光交流センターの指定管理者を指定することに關し議

決を求めるについて

大船渡市防災観光交流センターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

記

- 1 施設の名称 大船渡市防災観光交流センター
- 2 指定管理者 住所 大船渡市大船渡町字茶屋前7番地6
名称 一般社団法人大船渡市観光物産協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

大船渡市防災観光交流センターの指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市防災観光交流センターの指定管理者候補者の選定について

1 施設の名称

大船渡市防災観光交流センター

2 指定管理者候補者

一般社団法人大船渡市観光物産協会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定管理者制度導入の種別

継続（指定期間の満了による更新）

5 指定管理料の有無

有

6 公募、非公募の別

公募（申請団体数 1団体）

7 新規、再指定の別

再指定

8 選定基準及び評価項目

(1) 選定基準

- ア 施設の設置目的を達成できること。
- イ 利用者の平等利用が確保できること。
- ウ 施設の効用を最大限に發揮するとともに、経費の節減を図ることができる
こと。
- エ 事業計画に沿った管理を安定して確実に行う物的能力及び人的能力を有し
ていること。

(2) 評価項目

ア 施設の平等利用と利用促進について

- (ア) 施設の利用促進についての基本的な考え方
- (イ) 利用者の利便性を高めるための具体的な方策
- (ウ) 障害者や高齢者の方への対応
- (エ) 計画している自主事業の内容

イ サービスの向上について

- (ア) サービスの向上についての基本的な考え方
- (イ) 利用者の意見、要望の把握と管理運営への反映
- (ウ) 利用者からの苦情への対応

- (イ) 施設の利用時間、休館日等の設定
- ウ 施設の管理運営について
- (ア) 効率的、効果的に管理運営するための基本的な考え方
 - (イ) 再委託を予定している業務
 - (ウ) 再委託した業務の点検と管理の方法
 - (エ) 職員の配置計画、組織体制等
- エ 経費の節減について
- (ア) 収支計画についての基本的な考え方
 - (イ) 経費の節減に結びつく具体的な方策
- オ 安全対策について
- (ア) 災害その他緊急時の安全対策
 - (イ) 個人情報の保護対策
- カ その他
- (ア) 類似業務の実績
 - (イ) アピールすべき技術、手法等
- キ 年度別収支計画について

9 主な選定理由

当該法人は、設置当初から施設を管理してきた実績があるほか、長年にわたり大船渡市における各種観光事業に携わり、豊富な経験を有している。

津波発生時における緊急避難の場所を確保するとともに、観光資源に関する情報の発信及び市民等の交流の場を提供し、もって安全でにぎわいのあるまちづくりに資するという施設の設置目的に沿った、安定的な管理運営が可能であると認められるため。

10 指定管理料提案額

年 度	提 案 額
令和8年度	32,500 千円
令和9年度	34,079 千円
令和10年度	34,788 千円
令和11年度	35,500 千円
令和12年度	36,300 千円
合 計	173,167 千円

議案第25号

むらづくり研修施設の指定管理者を指定することに關し議決を求める

ことについて

むらづくり研修施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

記

- 1 施設の名称 むらづくり研修施設（小通活性化施設）
- 2 指定管理者 住所 大船渡市日頃市町字下小通63番地2
名称 小通地域公民館
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

むらづくり研修施設の指定管理者を指定しようとするものです。

むらづくり研修施設の指定管理者候補者の選定について

- 1 施設の名称
小通活性化施設
- 2 指定管理者候補者
小通地域公民館
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 指定管理者制度導入の種別
継続（指定期間の満了による更新）
- 5 指定管理料の有無
無
- 6 公募、非公募の別
非公募
- 7 新規、再指定の別
再指定
- 8 主な選定理由
地域住民が使用する施設であり、施設の効果的な管理運営を行うためには、地域住民で組織する地域公民館等が指定管理者として管理することが最も適していると認められるため。
- 9 指定管理料提案額
無

議案第26号

大船渡市緑地広場の指定管理者を指定することに関し議決を求めるこ
とについて

大船渡市緑地広場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自
治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求
めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

記

- | | |
|---------|------------------------|
| 1 施設の名称 | 別紙のとおり |
| 2 指定管理者 | 別紙のとおり |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提案理由

大船渡市緑地広場の指定管理者を指定しようとするものです。

施設の名称	指定管理者の住所及び名称
大船渡市砂子浜地区緑地広場	大船渡市三陸町綾里字砂子浜43番地 砂子浜協栄会
大船渡市千歳地区緑地広場	大船渡市三陸町吉浜字千歳142番地 1 千歳部落会
大船渡市浦浜地区緑地広場	大船渡市三陸町越喜来字前田36番地 1 越喜来活性化協議会

資料

大船渡市緑地広場の指定管理者候補者の選定について

1 施設の名称及び指定管理者候補者

施設の名称	指定管理者候補者
大船渡市砂子浜地区緑地広場	砂子浜協栄会
大船渡市千歳地区緑地広場	千歳部落会
大船渡市浦浜地区緑地広場	越喜来活性化協議会

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 指定管理者制度導入の種別

継続（指定期間の満了による更新）

4 指定管理料の有無

無

5 公募、非公募の別

非公募

6 新規、再指定の別

再指定

7 主な選定理由

地域住民が使用する施設であり、施設の効果的な管理運営を行うためには、地域住民で組織する地域公民館等が指定管理者として管理することが最も適していると認められるため。

8 指定管理料提案額

無

議案第27号

甫嶺復興交流推進センターの指定管理者を指定することに關し議決を
求めることについて

甫嶺復興交流推進センターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議
決を求めます。

令和 8 年 2 月 20 日提出

大船渡市長 淳 上 清

記

- 1 施設の名称 甫嶺復興交流推進センター
- 2 指定管理者 住所 大船渡市三陸町越喜来字甫嶺134番地 2
名称 株式会社三陸アクティブ
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月 31 日まで

提案理由

甫嶺復興交流推進センターの指定管理者を指定しようとするものです。

資料

甫嶺復興交流推進センターの指定管理者候補者の選定について

1 施設の名称

甫嶺復興交流推進センター

2 指定管理者候補者

株式会社三陸アクティブ

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者制度導入の種別

継続（指定期間の満了による更新）

5 指定管理料の有無

有

6 公募、非公募の別

公募（申請団体数 1団体）

7 新規、再指定の別

再指定

8 選定基準及び評価項目

(1) 選定基準

- ア 施設の設置目的を達成できること。
- イ 利用者の平等利用が確保できること。
- ウ 施設の効用を最大限に發揮するとともに、経費の節減を図ることができる
こと。
- エ 事業計画に沿った管理を安定して確実に行う物的能力及び人的能力を有し
ていること。

(2) 評価項目

- ア 施設の平等利用と利用促進について
 - (ア) 施設の利用促進についての基本的な考え方
 - (イ) 利用者の利便性を高めるための具体的な方策
 - (ウ) 障害者や高齢者の方への対応
 - (エ) 計画している自主事業の内容
- イ サービスの向上について
 - (ア) サービスの向上についての基本的な考え方
 - (イ) 利用者の意見、要望の把握と管理運営への反映
 - (ウ) 利用者からの苦情への対応

- (イ) 施設の利用時間、休館日等の設定
- ウ 施設の管理運営について
 - (ア) 効率的、効果的に管理運営するための基本的な考え方
 - (イ) 再委託を予定している業務
 - (ウ) 再委託した業務の点検と管理の方法
 - (エ) 職員の配置計画、組織体制等
- エ 経費の節減について
 - (ア) 収支計画についての基本的な考え方
 - (イ) 経費の節減に結びつく具体的な方策
- オ 安全対策について
 - (ア) 災害その他緊急時の安全対策
 - (イ) 個人情報の保護対策
- カ その他
 - (ア) 類似業務の実績
 - (イ) アピールすべき技術、手法等
- キ 年度別収支計画について

9 主な選定理由

当該法人は、地域住民によって組織され、地域の団体等と連携・協力しながら、設置当初から施設を管理し、経験を積み重ねてきた。

市民が気軽に集まり、趣味や創作などの生きがいにつながる地域活動や生業の場を創出するとともに、観光の活性化や交流人口の拡大に資するという施設の設置目的を達成するため、引き続き地域と連携を図りながら、これまでの経験を生かし、利用者の利便性向上や施設の魅力向上に資する新たな取組が期待できるため。

10 指定管理料提案額

年 度	提 案 額
令和8年度	10,000 千円
令和9年度	10,000 千円
令和10年度	10,000 千円
合 計	30,000 千円

議案第28号

市道路線の廃止について

市道路線を下記のとおり廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

記

路線名	起 点	延 長	幅 員	重要な 経過地
	終 点			
長 洞 1 号 線	大船渡市猪川町字長洞127番12地先	m 250. 60	1. 50m ～ 6. 00m	
	大船渡市猪川町字長洞121番地先			
長 洞 2 号 線	大船渡市猪川町字長洞128番1地先	m 131. 20	1. 30m ～ 3. 60m	
	大船渡市猪川町字長洞123番1地先			
小 峠 5 号 線	大船渡市三陸町越喜来字所通118番7地先	m 108. 50	2. 50m ～ 4. 20m	
	大船渡市三陸町越喜来字所通118番7地先			
中 村 線	大船渡市三陸町越喜来字杉下105番2地先	m 413. 40	4. 00m ～ 9. 50m	
	大船渡市三陸町越喜来字杉下90番2地先			
崎 浜 旧 支 線	大船渡市三陸町越喜来字杉下11番3地先	m 243. 30	3. 30m ～ 11. 90m	
	大船渡市三陸町越喜来字杉下83番1地先			
中 井 大 田 線	大船渡市三陸町吉浜字中井98番7地先	m 193. 20	0. 40m ～ 2. 00m	
	大船渡市三陸町吉浜字中井50番1地先			
中 井 井 戸 子 線	大船渡市三陸町吉浜字中井16番5地先	m 63. 50	1. 00m ～ 3. 00m	
	大船渡市三陸町吉浜字中井16番6地先			
港 復興地線	大船渡市三陸町綾里字港80番14地先	m 125. 20	1. 80m ～ 7. 50m	
	大船渡市三陸町綾里字石浜93番4地先			
石浜東線	大船渡市三陸町綾里字石浜46番13地先	m 771. 60	2. 50m ～ 5. 70m	
	大船渡市三陸町綾里字八ヶ森133番地先			

提案理由

都市計画法に規定する開発行為等による市道整備に伴い、本路線を廃止しようとするものです。

廃止する市道路線の内訳

都市計画法に規定する開発行為によるもの（2路線）

長洞1号線、長洞2号線

滝の沢線改良事業によるもの（1路線）

小峠5号線

越喜来地区漁業集落防災機能強化事業によるもの（2路線）

中村線、崎浜旧支線

岩手県の復興基盤総合整備事業によるもの（2路線）

中井大田線、中井井戸子線

岩手県の主要地方道大船渡綾里三陸線整備によるもの（1路線）

港復興地線

岩手県の災害関連緊急砂防事業によるもの（1路線）

石浜東線

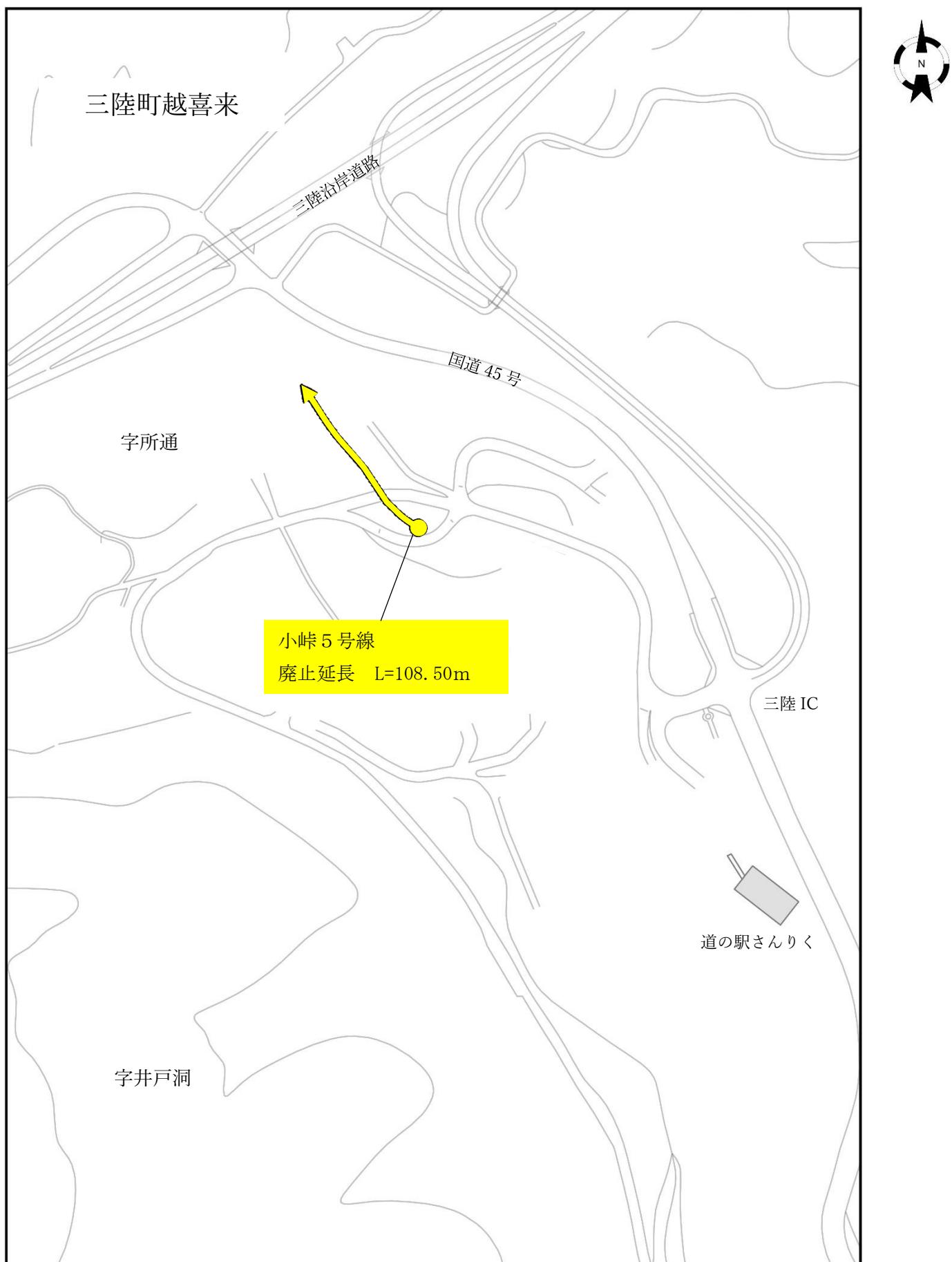
廃止路線網図

資料 2



廃止路線網図

資料 3



S=1:3,000

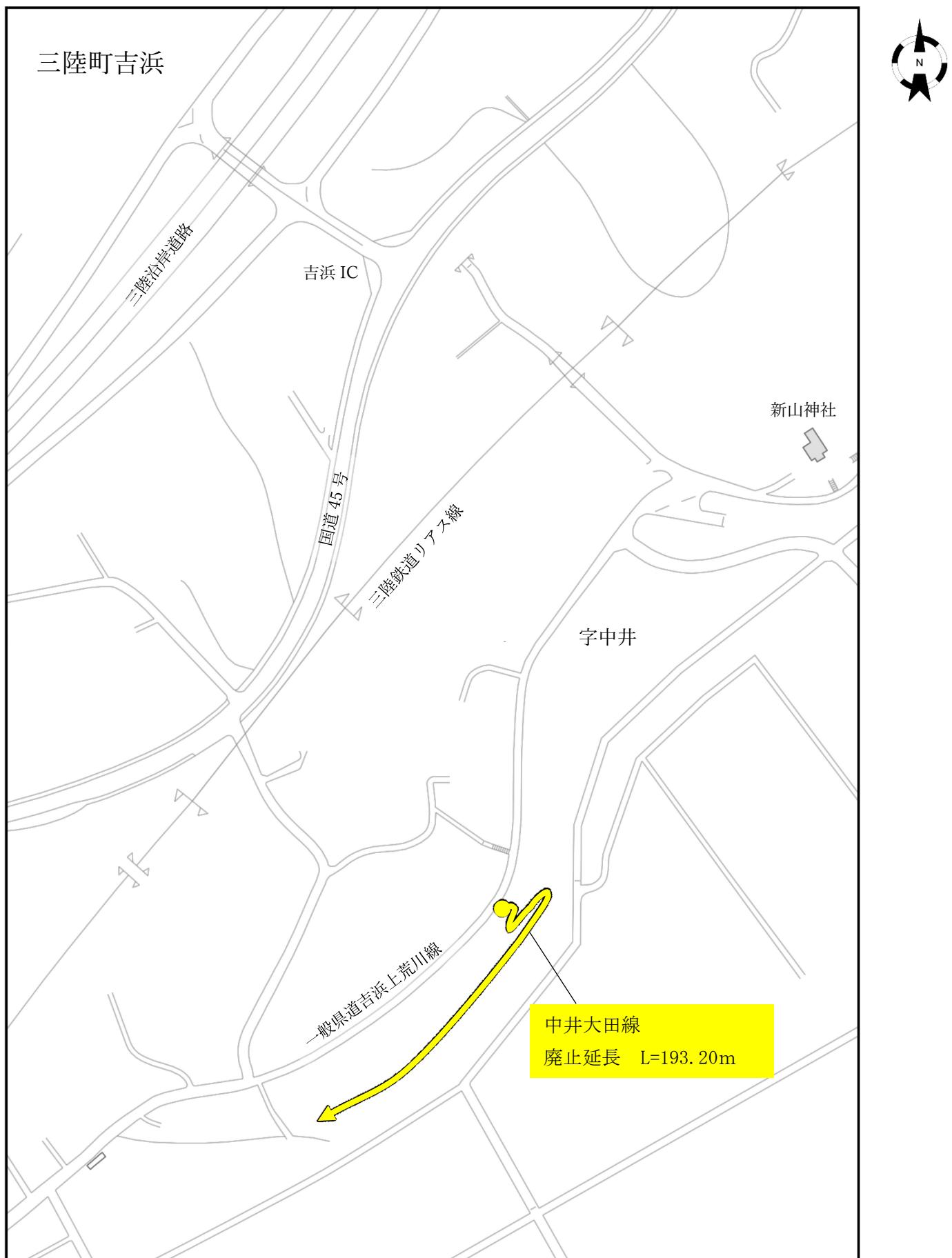
廃止路線網図

資料 4



廃止路線網図

資料 5



廃止路線網図

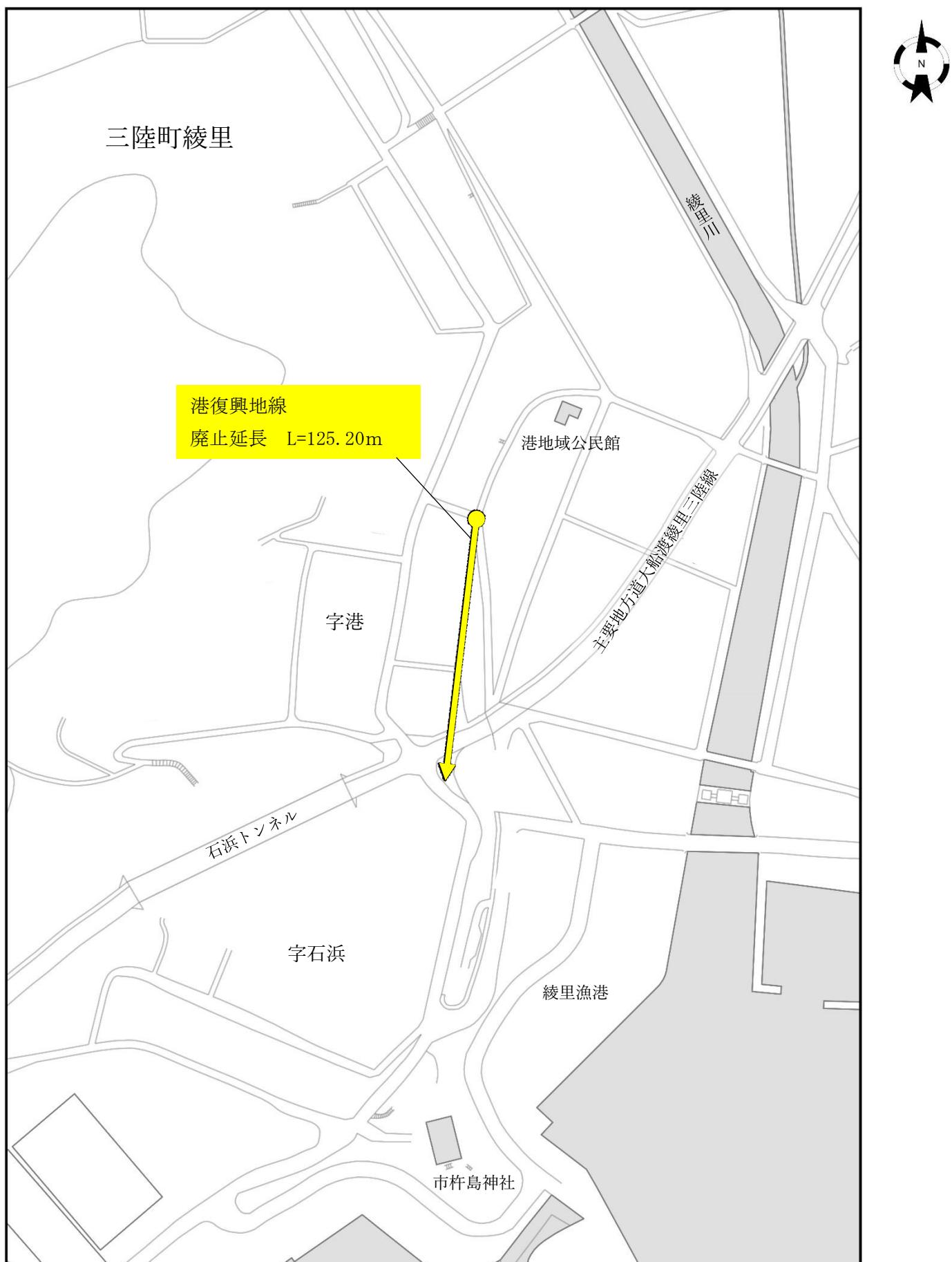
資料 6



S=1:2,500

廃止路線網図

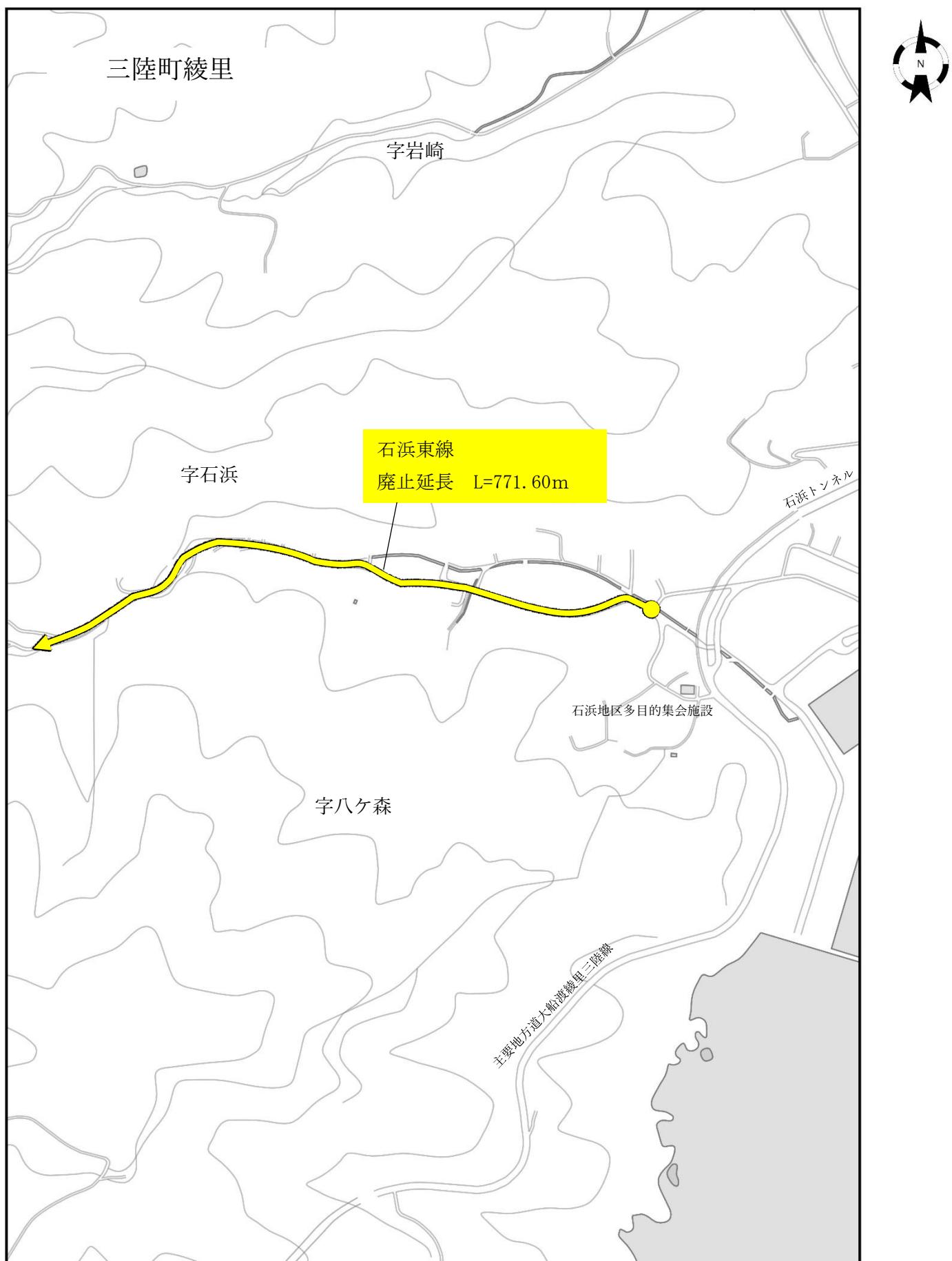
資料 7



S=1:2,500

廃止路線網図

資料 8



S=1:6,000

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

記

路線名	起 点	延 長	幅 員	重要な 経過地
	終 点			
長 洞 1 号 線	大船渡市猪川町字長洞122番8地先	m 40.00	2.00m ～ 6.00m	
	大船渡市猪川町字長洞121番地先			
長 洞 2 号 線	大船渡市猪川町字長洞128番5地先	m 320.00	6.00m ～ 6.00m	
	大船渡市猪川町字長洞123番19地先			
長 洞 6 号 線	大船渡市猪川町字長洞126番8地先	m 110.00	6.00m ～ 6.00m	
	大船渡市猪川町字長洞125番地先			
長 洞 7 号 線	大船渡市猪川町字長洞125番地先	m 61.00	1.40m ～ 2.80m	
	大船渡市猪川町字長洞117番3地先			
長 洞 8 号 線	大船渡市猪川町字長洞123番5地先	m 19.00	1.40m ～ 2.70m	
	大船渡市猪川町字長洞131番1地先			
越 喜 来 中 村 線	大船渡市三陸町越喜来字杉下105番2地先	m 472.50	4.00m ～ 20.60m	
	大船渡市三陸町越喜来字杉下84番1地先			
崎 浜 旧 支 線	大船渡市三陸町越喜来字杉下11番3地先	m 172.60	3.00m ～ 12.80m	
	大船渡市三陸町越喜来字杉下91番1地先			
港 復興地線	大船渡市三陸町綾里字港80番14地先	m 94.10	3.10m ～ 7.50m	
	大船渡市三陸町綾里字港3番2地先			
石浜東線	大船渡市三陸町綾里字石浜46番13地先	m 610.00	2.50m ～ 5.70m	
	大船渡市三陸町綾里字石浜12番1地先			

提案理由

都市計画法に規定する開発行為等による市道整備に伴い、本路線を認定しようとするものです。

認定する市道路線の内訳

都市計画法に規定する開発行為によるもの（5路線）

長洞1号線、長洞2号線、長洞6号線、長洞7号線、長洞8号線

越喜来地区漁業集落防災機能強化事業によるもの（2路線）

越喜来中村線、崎浜旧支線

岩手県の主要地方道大船渡綾里三陸線整備によるもの（1路線）

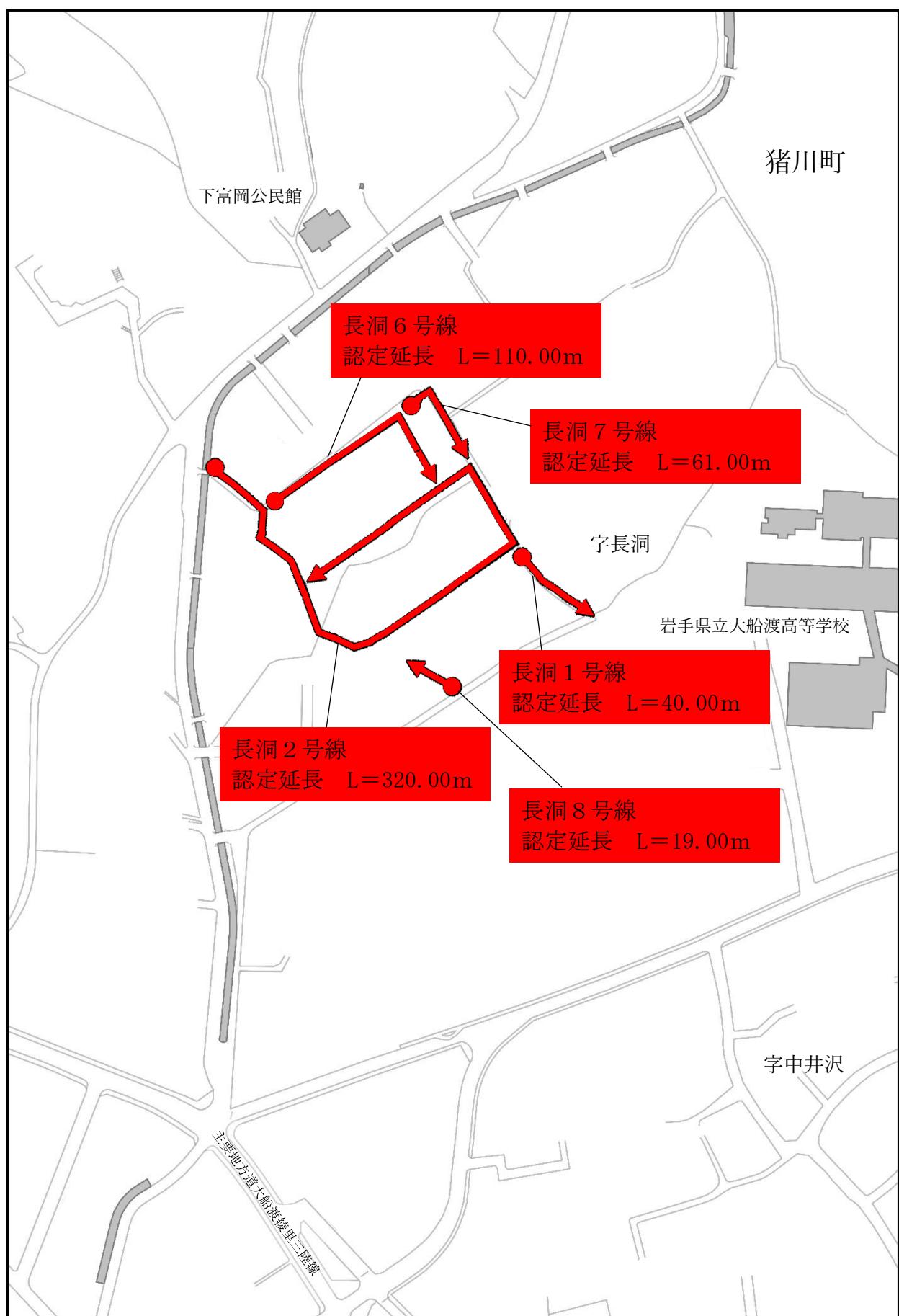
港復興地線

岩手県の災害関連緊急砂防事業によるもの（1路線）

石浜東線

認定路線網図

資料 2



認定路線網図

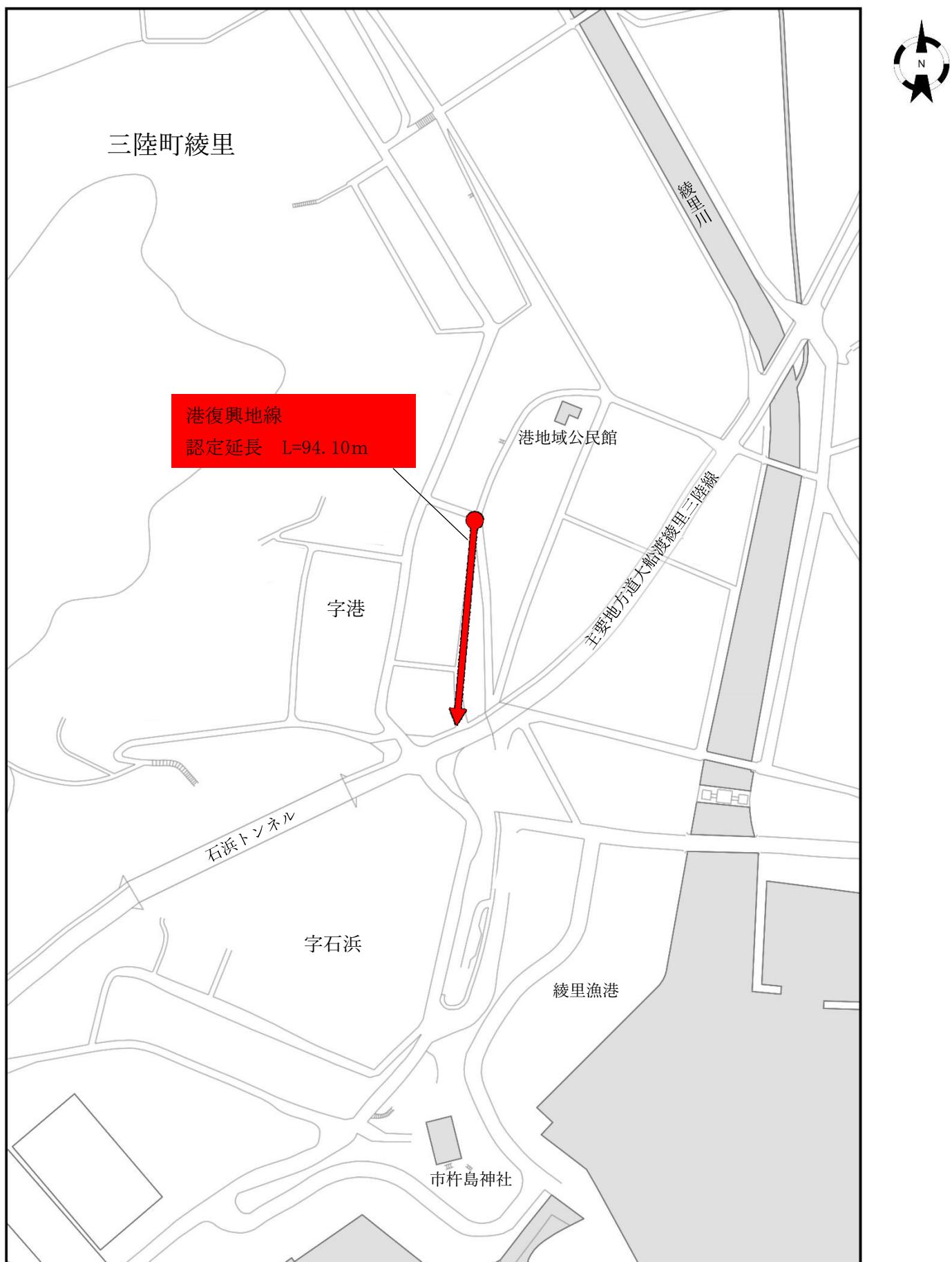
資料 3



S=1:3,000

認定路線網図

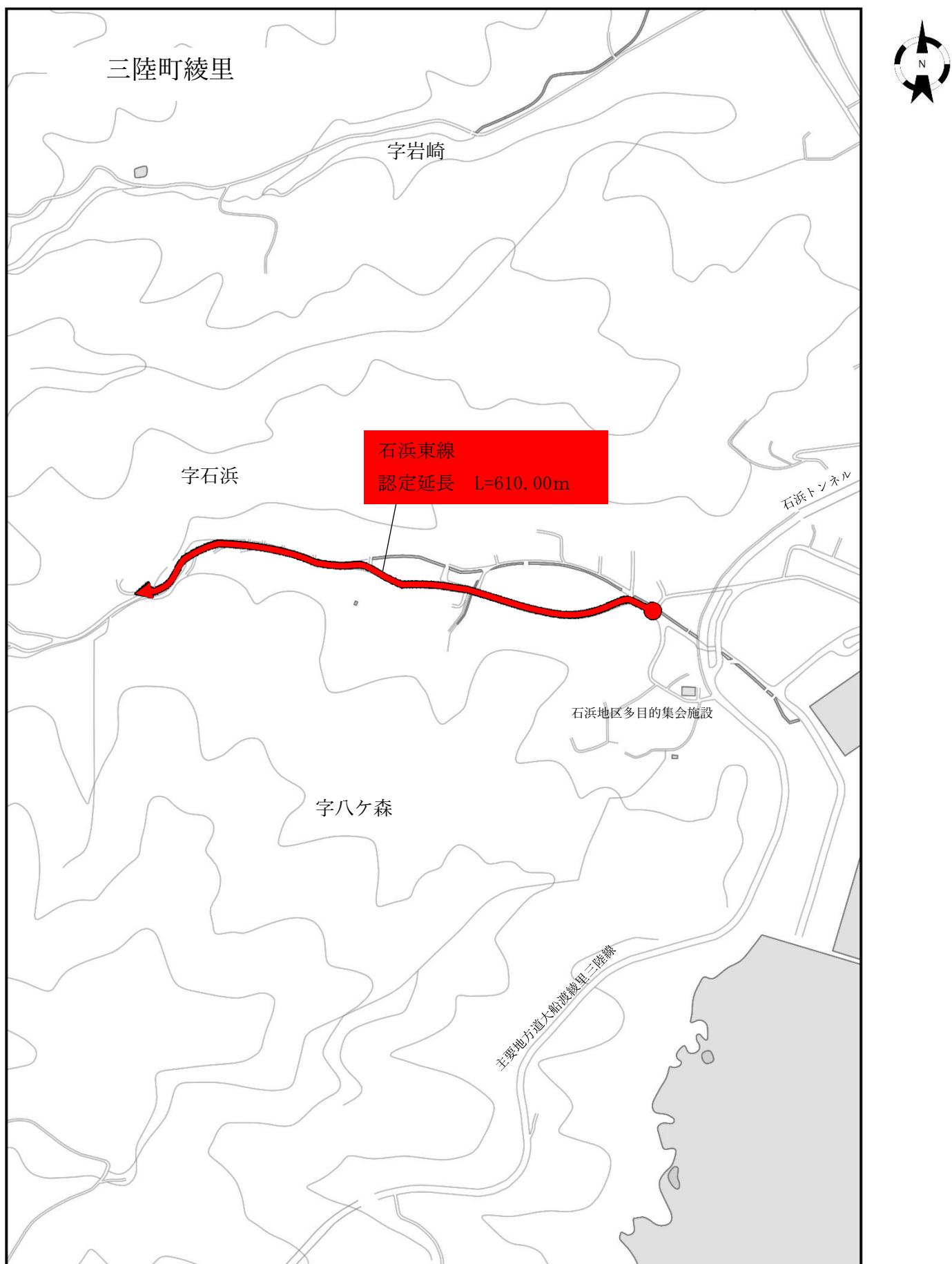
資料 4



S=1:2,500

認定路線網図

資料 4



S=1:6,000

議案第30号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

提案理由

千歳辺地の総合整備計画を策定しようとするものです。

総合整備計画書

岩手県大船渡市 千歳辺地
(辺地の人口 125人 面積 4.06km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 岩手県大船渡市三陸町吉浜字千歳
- (2) 辺地の中心の位置 岩手県大船渡市三陸町吉浜字千歳 7番地3
- (3) 辺地度点数 217点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

市道千歳線から分岐して千歳地域内を通る市道千歳中央線は、その沿線に住宅や公民館等が所在する、地域住民が日常的に利用する重要な生活道路である。

しかしながら、道路排水機能の低下により降水量が多い日には冠水し、車両及び歩行者の安全な通行を妨げていることから、早期に道路排水機能を回復する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	区分	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	大船渡市	80,000	40,800	39,200	39,200
合計		80,000	40,800	39,200	39,200

位 置 図



凡 例

	市道千歳中央線道路排水施設修繕事業 実施場所
--	---------------------------

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 整備しようとする公共的施設
- (2) 整備の方法
- (3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 整備を必要とする辺地の事情
- (2) その他総務省令で定める事項

4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村が総務大臣に提出する総合整備計画に関し、当該都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措置の計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

7 総務大臣は、第5項の規定により総合整備計画の提出があつた場合においては、直ちに、その旨を当該総合整備計画について関係がある各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の各省各庁の長をいう。）（以下「関係各省各庁の長」という。）に通知しなければならない。この場合において、関係各省各庁の長は、当該総合整備計画についてその意見を総務大臣に申し出ることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

議案第31号

令和7年度大船渡市一般会計補正予算（第10号）を定めることについて

令和7年度大船渡市一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長　渕　上　　清

議案第32号

令和 7 年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第 1 号）を定める
ことについて

令和 7 年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定
めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第1項の規定に
より、議会の議決を求めます。

令和 8 年 2 月 20 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第33号

令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）を定めることについて

令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 2 月 20 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第34号

令和 7 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を定
めることについて

令和 7 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとお
り定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第 1 項の規
定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 2 月 20 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第35号

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）を定めることについて

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 2 月 20 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第36号

令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算

（第1号）を定めることについて

令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）

を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218 条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第37号

令和 7 年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を定めること
について

令和 7 年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める
ことについて、地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第24条第 2 項の規定に
より、議会の議決を求めます。

令和 8 年 2 月 20 日提出

大船渡市長 渕 上 清

諮問第1号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めるについて

下記の者を人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月20日提出

大船渡市長 淳 上 清

記

住 所 大船渡市赤崎町字合足46番地1

氏 名 古 内 嘉 典

生年月日 昭和33年6月4日

学歴

昭和53年 3月	学校法人菅原学園仙台経理専門学校本科卒業
昭和53年 4月	三陸町立吉浜小学校主事
昭和57年 4月	三陸町立綾里小学校主事
昭和63年 4月	大船渡市立猪川小学校主事
平成 5年 4月	大船渡市立赤崎小学校主事
平成 9年 4月	大船渡市立赤崎小学校事務主任
平成10年 4月	大船渡市立第一中学校事務主任
平成12年 4月 令和 4年 3月	おおふなとボランティア活動連絡会代表
平成14年 4月	陸前高田市立気仙中学校事務主任
平成19年 4月	釜石市立唐丹小学校事務主任
平成22年 4月	大船渡市立猪川小学校事務主任
平成23年 4月	大船渡市立猪川小学校事務主査
平成24年10月 令和 4年 3月	岩手県共同募金会大船渡市共同募金委員会運営委員
平成25年 4月	大船渡市立綾里小学校事務主査
平成27年 4月	大船渡市立綾里小学校主任事務主査
平成28年 4月	大船渡市立綾里小学校主任主査
平成29年 4月	大船渡市立越喜来小学校主任主査
平成30年 4月	大船渡市立越喜来小学校事務長
平成31年 3月	大船渡市身体障がい者協会副会長（現在に至る）
平成31年 4月	退職
令和元年 6月 令和 7年 6月	大船渡市芸術文化協会事務局長（現在に至る）
	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会理事

令和 2 年 7 月 大船渡市民文化会館運営審議会委員（現在に至る）
令和 4 年 4 月
合足地区行政連絡員
令和 6 年 3 月
令和 5 年 7 月 人権擁護委員（現在に至る）

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めるについて

下記の者を人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月20日提出

大船渡市長　渕　上　　清

記

住　所　　大船渡市三陸町綾里字岩崎14番地2

氏　名　　村　上　芳　春

生年月日　昭和34年2月16日

学歴

昭和52年3月 岩手県立高田高等学校卒業

経歴

昭和52年4月 大船渡地区消防組合消防吏員
大船渡消防署消防士

昭和52年11月 大船渡消防署三陸分署消防士

昭和57年6月 大船渡消防署消防士

昭和57年8月 大船渡消防署三陸分署消防士

昭和58年4月 大船渡消防署三陸分署消防副士長

昭和60年4月 大船渡消防署三陸分署綾里分遣所消防副士長

昭和63年4月 大船渡消防署三陸分署消防副士長

平成2年4月 大船渡消防署消防副士長

平成9年4月 大船渡消防署三陸分署消防副士長

平成12年4月 大船渡地区消防組合消防本部消防士長

平成18年4月 大船渡地区消防組合消防本部消防司令補（庶務係長兼財務係長）

平成22年4月 大船渡消防署消防司令補（庶務担当主幹）

平成23年7月 大船渡地区消防組合消防本部消防司令補（庶務課長補佐）

平成25年4月 大船渡地区消防組合消防本部消防司令（庶務課長）

平成26年4月 大船渡地区消防組合消防本部消防司令（消防次長兼消防課長）

平成28年4月 大船渡地区消防組合消防本部消防司令長（消防長）

平成31年3月 退職

平成31年4月 社会福祉法人成仁会入職

令和5年3月 社会福祉法人成仁会退職

令和5年4月 大船渡市立綾里地区公民館主事

令和5年7月 大船渡市立綾里地区公民館長（現在に至る）
人権擁護委員（現在に至る）

令和7年6月 綾里地区まちづくり委員会委員長（現在に至る）